

## **[事案 28-114] 契約無効請求**

・平成 29 年 2 月 17 日 裁定終了

### **<事案の概要>**

募集人から保険料の全期前納の可否等について誤った説明を受けたことを理由として、契約の無効と既払込保険料の返還を求めて申立てのあったもの。

### **<申立人の主張>**

平成 25 年 9 月に契約した積立利率変動型終身保険について、以下の理由により、契約を無効とし、既払込保険料を返還してほしい。

- (1) 募集人に対して、保険料を全期前納できるか、および、米ドルでの支払いが可能であるかを尋ねたところ、いずれも実際には可能であるのに、できないと言われた。
- (2) 募集時に、募集人からは本契約のみが提案され、保険料の払込方法等が異なるその他の提案がなく、本契約が最も自分のニーズに合致するものだと思ってしまった。

### **<保険会社の主張>**

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人は設計書、パンフレットを用いて、本契約の説明を行っている。申込書には自署押印があり、意向確認書にも記入がされている。また、申立人からは、保険料を全期前納することは可能か、ドルでの支払いは可能かという質問がされたという事実はない。
- (2) 本契約は、内容として不適切なものではなく、申立人にも当然説明がなされており、申立人もその点について納得して加入したものである。

### **<裁定の概要>**

#### **1. 裁定手続**

裁定審査会では、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、募集人の説明に不適切な点があったかどうかなど募集時の状況等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

#### **2. 裁定結果**

上記手続の結果、募集人が誤った説明をしたとは認められないこと、申立人が錯誤に陥ったとは認められないこと、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、業務規程第 37 条にもとづき手続を終了した。